

生活保護費等 追加給付のお知らせ

高知市福祉事務所 

平成25年の国による生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、
平成25年8月～令和8年3月までの間に高知市で生活保護や中国残留邦人等
及び特定配偶者に対する支援給付（以下、生活保護等）を受給されていた世帯を対
象に、追加給付を行います。現在、受給されていない方も対象となります。

現在高知市で受給中の方

A

平成25年8月以降、現在ま
で高知市で継続して生活保
護等を受給されている場合

B

平成25年8月以降、現在受給されてい
る期間とは別に、高知市で生活保護等
を受給されていたことがある場合

申出の必要はありません

現在受給されていない方

C

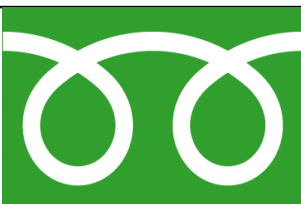
平成25年8月以降、高知
市で生活保護等を受給し
たことがある場合

申出が必要です

※対象期間の詳細については、次ページの表をご参照ください。

ご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

高知市生活保護費追加給付コールセンター



0120-318-092

8:30～17:15
※土日祝を除く

申出方法

- ①郵送：令和8年8月3日（月）より受付
- ②窓口：令和8年8月24日（月）より受付



申出先

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45
高知市役所 第2庁舎3階 高知市生活保護費追加給付受付窓口
受付時間 平日9:00～16:30（※土日祝を除く）



※高知市以外で受給していた期間については、受給していた自治体へ申出が必要です。

追加給付の対象となる基準生活費・加算等

○基準生活費・加算等にかかる追加給付の対象期間については、以下のとおりとなります。
○追加給付率については、+0.8%(平成25年8月から平成26年3月)、+1.6%(平成26年4月から平成27年3月)、+2.4%(平成27年4月から)。(注1)

基準生活費・加算等		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度から 令和7年度末
①	●居宅の基準額（第1類、第2類）	平成25年8月から平成30年9月（注2）						
②	●入院患者日用品費、救護施設等の基準額、介護施設入所者基本生活費 ●期末一時扶助 ●妊産婦加算、障害者加算（重度障害者加算、家族介護料、他人介護料を除く）、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算（平成25年10月以降に限る）、母子加算（入院患者等）、冬季加算（入院・介護施設） ●未成年者控除（20歳未満控除）	平成25年8月から令和8年3月						
③	●冬季加算（居宅、救護施設等）	平成25年8月から平成27年9月（注2）						
④	●母子加算（在宅者）	平成25年8月から平成30年9月（注2）						

(注1) 期末一時扶助の追加給付率については、+2.4%(平成25年8月から令和8年3月)。
(注2) 追加給付の対象期間は、基準生活費・加算ごとに、デフレ調整による影響が及んでいる期間。

給付される金額

追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。そのため、長期間受給されていた世帯では、数万円から二十数万円となる例がある一方、受給期間が数か月と短い場合は、数百円程度となるケースもあります。

高知市（2級地-1）における追加給付額の例 ※下記の給付額はあくまで目安であり、実際の給付額とは異なります。

世帯の例	平成25年8月から令和8年3月 まで継続して保護を受給していた場合（合計）	平成25年8月から 平成26年3月 （8か月分）	平成26年4月から 平成27年3月 （12か月分）	平成27年4月から 平成30年9月 （42か月分）	平成30年10月から 令和8年3月 （90か月分）
60代単身世帯	93,300円	4,800円 （600円/月額）	14,400円 （1,200円/月額）	71,400円 （1,700円/月額）	2,700円 （30円/月額）
50代夫婦世帯	147,500円	8,000円 （1,000円/月額）	21,600円 （1,800円/月額）	113,400円 （2,700円/月額）	4,500円 （50円/月額）
40代世帯主 こども（2人）の世帯	216,100円	11,200円 （1,400円/月額）	32,400円 （2,700円/月額）	168,000円 （4,000円/月額）	4,500円 （50円/月額）

申出に必要な書類

必ず必要な書類

- ①保護費の追加給付に係る申出書【様式1】
- ②戸籍謄本（全部事項証明書）※¹、外国籍の方の場合は、全世帯員の住民票の写し※¹
- ③本人確認に必要な書類（以下のいずれか一つ）
マイナンバーカードの写し（表面（番号の記入が無い面））、運転免許証の写し、在留カードの写し、
障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ④振込先口座を確認できる預貯金通帳（見開きの最初のページ）の写し※²、または、キャッシュ
カードの写し※²

※¹ 原則として発行から3か月以内のもの。また、世帯の給付対象者全員が窓口に来所し、本人確認が取れた場合は提出は不要です。

※² 窓口または現金書留での給付を希望される場合は、提出は不要です。

※申出に必要な戸籍謄本等の発行手数料は、申出される方の負担となります。
高知市における証明書発行手数料（参考）
・戸籍謄本：1通450円（※コンビニ交付不可）

該当する場合に必要な書類

- ⑤代理による申出を行う場合は、委任状【様式2】、代理人の本人確認書類、申出者との関係を証する書類※³
 - ⑥「加算等の申出」に必要な挙証資料
- ※³ 法定代理人による申出の場合は、委任状は不要です。

※「加算等の申出」への記入及び添付書類の過不足があった場合においても、本市が保管するデータ等で確認ができた場合には、当該データに基づき追加給付額を算定いたします。

給付時期

現在高知市で生活保護等を受給中の方

- ・現在の受給期間にかかる分の追加給付
⇒11月上旬に、通常の保護費と併せて給付いたします。
- ・過去の高知市における受給期間にかかる分の追加給付
⇒上記の追加給付とは別に、12月上旬以降に給付いたします。

※過去に高知市以外の自治体で生活保護等を受給していた場合は、受給していた自治体への申出が必要です。

過去に高知市で生活保護等を受給していた方

- ・申出を受付後に書類確認を行い、給付額の算定完了後、順次給付いたします。
- ・給付時期については、現在受給中の方への給付月以降となり、初回の給付は12月上旬以降を予定しております。そのため、申出から給付までお待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。

※給付時期は予定であり、変更する可能性があります。最新の給付時期については、適宜、高知市のホームページをご確認ください。

申出にあたっての注意事項

○既にお亡くなりになっている方については、追加給付の対象とはなりません。受給していた当時に複数人の世帯であった場合、亡くなられた方以外の方につきましては、追加給付の対象となります。

○追加給付の申出については、当時の世帯主が行うものとなります。そのため、当時の世帯主がお亡くなりになっている場合は、次の申出者の順位に基づき申出を行ってください。

（申出者の順位）

当時保護を受給していた①配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫、⑧甥姪

※①～⑧以外の世帯員が存在する場合は、⑧の次の順位の者としてください。

※同一順位の者が複数いる場合は、代表する者が申出を行ってください。

○世帯主による申出が困難である場合については、代理による申出も可能です。その場合は、申出書に委任状【様式2】を添付し、ご提出ください。

○電話では、本人確認ができないため、生活保護受給歴、追加給付の対象の有無及び追加給付額等の個人情報に関する質問にはお答えできませんのでご了承ください。

ご不明な点は、コールセンターまでお問い合わせください。

高知市生活保護費追加給付コールセンター



0120-318-092

8:30～17:15
※土日祝を除く

高知市 追加給付



こちらからホームページにアクセスできます



今回の追加給付に当たり、高知市や厚生労働省から銀行口座の暗証番号を聞き出したり、ATM操作や手数料の振込みを依頼することはありません。詐欺にご注意ください！